

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日 第5版第1刷，2018年7月20日 第5版第2刷）におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2018年8月14日 メジカルビュー社編集部)

箇所	誤	正
p. 99 「表 15 産科超音波検査で保険の対象疾患と考えられているもの（目安）」最下部「児頭骨盤不均衡」の検査回数	1~1回	1~2回
p. 208 Q14, d	カンジダ抗原と(1→3)-β-D-グルカンと同時に算定する。	カンジダ抗原と(1→3)-β-D-グルカンは同時に算定しない。

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2018年3月7日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p.27 4~7行目	(5) 出産育児一時金 被保険者が分娩した場合は1児につき420,000円（うち30,000円は産科医療補償制度の保険料）が、被扶養者が分娩した場合は同額が出産育児一時金として支給される。	(5) 出産育児一時金 被保険者が分娩した場合は1児につき420,000円（うち16,000円は産科医療補償制度の保険料）が、被扶養者が分娩した場合は同額が出産育児一時金として支給される。

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2017年8月25日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 27 3行目	なお、退職後6カ月以内に分娩したものについても支給される。	削除
p. 27 「出産育児一時金」文章最下部（本文12行目後）		追加：1年以上被保険者であり、資格喪失後（退職後）6カ月以内に分娩したものについても支給される。

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）におきまして、誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、訂正申し上げます。

(2017年7月28日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 99 表 15 タイトル	産科超音波検査で保険の対象疾患と考えられているもの（基準）	産科超音波検査で保険の対象疾患と考えられているもの（目安）
p. 99 表 15 内「胎児発育不全」の検査回数（上部）	外来 1回/週	外来 1回/1~2週
p. 99 表 15 内「胎児発育不全」の検査回数（下部）	入院 2回/週	入院 1~2回/週

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』 正誤表

『第5版 産婦人科医のための社会保険 ABC』（2017年2月10日発行 第5版第1刷）に誤りがございました。ここに深くお詫びいたし、訂正申し上げます。

(2017年3月15日 メジカルビュー社編集部)

ページ	誤	正
p. 93 下から3行目	2日目は、写真診断「造影剤使用撮影」＋撮影「造影剤使用撮影」＋フィルム代により算定する。	2日目は、写真診断「単純撮影」＋撮影「単純撮影」＋フィルム代により算定する。